

【正誤表】

『令和8年3月申告用 所得税確定申告書記載例集』におきまして、下記の誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

一般財団法人 大蔵財務協会

訂正箇所		正	誤
設例5 95ページ 第二表 ○住民税・事業税に関する事項 ・「都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）」欄 ・「都道府県条例指定寄附」欄		100,000 50,000	空欄 空欄
設例35 271ページ 「確定申告書第一表」	・56欄 ・60欄	3,400,000 76,420	空欄 空欄
設例56 362ページ (2) A国内で生じた利子の内訳		所得税額 200ドル（30,000円）	所得税額 500ドル（75,000円）
設例56 363ページ 「確定申告書第一表」	・47～48欄 ・50欄、52欄	30,000 138,500	62,408 106,100
設例56 365～366ページ 「外国税額控除に関する明細書」（居住者用）		この【正誤表】2～3ページに掲載の明細書に差替え願います。	
設例57 368ページ 「確定申告書第一表」	・21～22欄	0	380,000
	・26欄、30欄	3,033,068	3,413,068
	・31欄	7,299,000	6,919,000
	・32欄、42欄、44欄	1,042,770	956,300
	・45欄	21,898	20,082
	・46欄	1,064,668	976,382
	・47～48欄	358,584	415,473
	・50欄、52欄	440,300	295,200
設例57 371ページ 「外国税額控除に関する明細書」（居住者用）		この【正誤表】4ページに掲載の明細書に差替え願います。	
設例58 373ページ 「確定申告書第一表」	・ウ欄	13,125,000	10,500,000
	・47～48欄	284,437	318,634
	・50欄、52欄	132,100	980,000
設例58 376ページ 「外国税額控除に関する明細書」（居住者用）		この【正誤表】5ページに掲載の明細書に差替え願います。	

1 申告書の記載例

【外国税額控除に関する明細書の記載例】

外国税額控除に関する明細書（居住者用）
（令和7年分以降用）

（令和7年分）

氏名 山田 太郎

1 外国所得税額の内訳

○ 本年中に納付する外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付確定日	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	相手国での 課税標準	左に係る 外国所得税額
A国	利子	源泉 所得税	令7.6.1	令7.6.1	源泉	令6.6.1 令7.5.31	(外貨 5,500ドル) 825,000円	(外貨 200ドル) 30,000円
			・	・		・	(外貨) 円	(外貨) 円
			・	・		・	(外貨) 円	(外貨) 円
計							825,000円	30,000円

○ 本年中に減額された外国所得税額

国名	所得の種類	税種目	納付日	源泉・申告 (賦課)の区分	所得の 計算期間	外国税額控除の計算 の基礎となった年分	減額されるこ ととなった年分	減額された 外国所得税額
			・	・	・	年分	・	(外貨) 円
			・	・	・	年分	・	(外貨) 円
			・	・	・	年分	・	(外貨) 円
計								⑧ 円

①の金額が⑧の金額より多い場合（同じ金額の場合を含む。）

① 30,000円 - ⑧ 円 = ③ 30,000円 → 5の「⑬」欄に転記します。

①の金額が⑧の金額より少ない場合

⑧ 円 - ① 円 = ④ 円 → 2の「⑩」欄に転記します。

2 本年の雑所得の総収入金額に算入すべき金額の計算

前3年以内の控除限度超過額			
年分	① 前年繰越額	② ①から控除す べき④の金額	③ ① - ②
4年分（3年前）	円	円	⑥ 円
5年分（2年前）			⑦
6年分（前年）			①
計		⑤	
本年中に納付する外国所得税額を超える減額外国所得税額			
本年発生額	①に充当された前3年 以内の控除限度超過額	雑所得の総収入金額に算入 する金額（① - ⑤）	
① 円	⑤ 円	⑥ 円	

⑥、⑦、①の金額を4の「②前年繰越額及び本年発生額」欄に転記します。

雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

提出用
○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

第2部 申告書の記載例

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	425,300	円	2の⑦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別所得税額	②	8,931		申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(⑤欄)の金額を転記します(※)。
所得総額	③	7,677,400		2の⑦の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外所得金額	④	825,000		2の⑦の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (所得税の①× $\frac{④}{③}$)	⑤	45,701		4の「㉔」欄及び5の「㉗」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (復興特別所得税の②× $\frac{④}{③}$)	⑥	959		4の「㉕」欄及び5の「㉘」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控除の裏面を読んでください。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	所得税 (3の⑤の金額)	㉔	45,701	円	所得 (㉔)	㉕	15,701	円	
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㉕	959		道府県民税 (㉔+㉕+㉖)と㉗のいずれか少ない方の金額	㉖	2,742		
	道府県民税 (㉔×12%又は6%)	㉖	2,742		市町村民税 (㉔-㉕)と㉗のいずれか少ない方の金額	㉗	10,968		
	市町村民税 (㉔×18%又は24%)	㉗	10,968		計 (㉕+㉖+㉗)	㉘	29,411		
	計 (㉔+㉕+㉖+㉗)	㉘	60,370		控除限度超過額 (㉘-㉙)	㉙			
	外国所得税額 (1の㉚の金額)	㉙	30,000						
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年 分	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額			所得税の控除限度額等	
		㉚前年繰越額及び本年発生額 円	㉛本年使用額 円	㉜翌年繰越額 (㉚-㉛) 円	㉝前年繰越額及び本年発生額 円	㉞本年使用額 円	㉟翌年繰越額 (㉝-㉞) 円		
令和4年分 (3年前)	所得税				㉝			円	
	道府県民税							[翌年1月1日]時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
令和5年分 (2年前)	所得税			円 ㉜			円	[翌年1月1日]時点の住所 □指定都市 □一般市	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計							[翌年1月1日]時点の住所 □指定都市 □一般市	
令和6年分 (前 年)	所得税				㉝			円	
	道府県民税								
	市町村民税								
	地方税計							[翌年1月1日]時点の住所 □指定都市 □一般市	
合 計	所得税		㉚			㉞		円	
	道府県民税								
	市町村民税								
	計		㉚	㉛		㉞		円	
本 年 分	所得税	㉚ 15,701	㉛	15,701	㉝	㉞		円	
	道府県民税	㉚ 2,742		2,742		㉞			
	市町村民税	㉚ 10,968		10,968		㉞			
	計	㉚ 29,411	㉛	29,411		㉞			

5 外国税額控除額等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	45,701	円	所法第95条第1項による控除税額 (⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	30,000	円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧	959		復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑪より小さい場合に⑪-⑫と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮		
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	⑨			所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑯		
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	⑩			所法第95条第3項による控除税額 (4の①の金額)	⑰		
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑦と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑪	45,701		外国税額控除の金額 (⑭+⑮+⑯又は⑰)	⑱	30,000	
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑧と⑩とのいずれか少ない方の金額)	⑫	959		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑲		
外国所得税額 (1の㉚の金額)	⑬	30,000		外国税額控除等の金額 (⑱+⑲)	⑳	30,000	

(※)分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(㉑～㉓欄)に転記します。同欄の「区分」の記入については、控除の裏面を読んでください。

1 申告書の記載例

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額	①	1,042,770 円	2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます（※）。
復興特別所得税額	②	21,898	申告書第一表の「復興特別所得税額」欄（⑤欄）の金額を転記します（※）。
所得総額	③	10,332,400	2の⑥の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます（※）。
調整国外所得金額	④	3,480,000	2の⑥の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額 (①×④/③)	⑤	351,209	4の「㉓」欄及び5の「㉔」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額 (②×④/③)	⑥	7,375	4の「㉕」欄及び5の「㉖」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。

4 外国所得税額の繰越控除余裕額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算							
控除限度額	所得 (3の⑤の金額)	㊸	351,209 円	所得 (㊸)	㊹	円	
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊹	7,375	道府県民税 (㊸+㊹+㊺)と㊸のいずれか少ない方の金額	㊺	円	
	道府県民税 (㊸×12%又は6%)	㊺	21,072	市町村民税 (㊸-㊹)と㊸のいずれか少ない方の金額	㊻	円	
	市町村民税 (㊸×18%又は24%)	㊻	84,290	計 (㊹+㊺+㊻)	㊼	円	
	計 (㊸+㊹+㊺+㊻)	㊼	463,946	控除限度超過額 (㊼-㊼)	㊽	580,054	
外国所得税額 (1の㊽の金額)			㊽	1,044,000			
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等							
年 分	区 分	控 除 余 裕 額		控 除 限 度 超 過 額		所得税の 控除限度額等	
		㊾前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊾-㊿)	㊾前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊾-㊿)
年分 (3年前)	所得税	円	円	㊿	円	円	円
	道府県民税						翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税						
	地方税計						
年分 (2年前)	所得税			円 ㊿			円
	道府県民税						翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税						
	地方税計						
年分 (前 年)	所得税				㊿		円
	道府県民税						翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市
	市町村民税						
	地方税計						
合 計	所得税	㊿				㊿	
	道府県民税						
	市町村民税						
	計		㊿				
本 年 分	所得税	㊿	㊿		㊿	㊿	
	道府県民税	㊿			580,054		580,054
	市町村民税	㊿					
	計	㊿	㊿				

5 外国税額控除等の計算

所得税の控除限度額 (3の⑤の金額)	⑦	351,209 円	所法第95条第1項による控除税額 (⑩と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑭	351,209 円
復興特別所得税の控除限度額 (3の⑥の金額)	⑧	7,375	復興財確法第14条第1項による控除税額 (⑩がより小さい場合には⑩-⑪と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑮	7,375
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	⑨		所法第95条第2項による控除税額 (4の①の金額)	⑯	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	⑩		所法第95条第3項による控除税額 (4の②の金額)	⑰	
所得税の控除可能額 (⑦の金額又は⑩と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑪	351,209	外国税額控除の金額 (⑭+⑮+⑰又は⑱)	⑲	358,584
復興特別所得税の控除可能額 (⑧の金額又は⑩と⑬とのいずれか少ない方の金額)	⑫	7,375	分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	⑳	
外国所得税額 (1の㉞の金額)	⑬	1,044,000	外国税額控除等の金額 (⑲+⑳)	㉑	358,584

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄（㉑～㉒欄）に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。

第2部 申告書の記載例

3 所得税及び復興特別所得税の控除限度額の計算

所得税額①	668,300	円	2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して申告書により計算した税額を書きます(※)。
復興特別所得税額②	14,034		申告書第一表の「復興特別所得税額」欄(⑤欄)の金額を転記します(※)。
所得総額③	8,892,400		2の②の金額がある場合には、その金額を雑所得の総収入金額に算入して計算した所得金額の合計額を書きます(※)。
調整国外所得金額④	2,040,000		2の②の金額がある場合には、その金額を含めて計算した調整国外所得金額の合計額を書きます。
所得税の控除限度額(①× $\frac{④}{③}$)⑤	153,314		4の「㊸」欄及び5の「㊹」欄に転記します。
復興特別所得税の控除限度額(②× $\frac{④}{③}$)⑥	3,219		4の「㊸」欄及び5の「㊹」欄に転記します。 ※ 詳しくは、控用の裏面を読んでください。

4 外国所得税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算の明細

本年分の控除余裕額又は控除限度超過額の計算									
控除限度額	所得税 (3の⑤の金額)	㊸	153,314	円	所得 (㊸-㊹)	㊺	円		
	復興特別所得税 (3の⑥の金額)	㊹	3,219		道府県民税 (㊸+㊹+㊻-㊼)と㊽のいずれか少ない方の金額	㊻			
	道府県民税 (㊸×12%又は6%)	㊻	9,198		市町村民税 (㊸-㊹)と㊽のいずれか少ない方の金額	㊼			
	市町村民税 (㊸×18%又は24%)	㊼	36,795		計 (㊺+㊻+㊼)	㊽			
	計 (㊸+㊹+㊻+㊼)	㊽	202,526						
	外国所得税額 (1の㊿の金額)	㊿	1,044,000		控除限度超過額 (㊹-㊽)	㊾	841,474		
前3年以内の控除余裕額又は控除限度超過額の明細等									
年 分	区 分	控 除 余 裕 額			控 除 限 度 超 過 額			所得税の 控除限度額等	
		㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)	㊿前年繰越額 及び本年発生額	㊿本年使用額	㊿翌年繰越額 (㊿-㊿)		
令和4年分 (3年前)	所得税	円	円		㊿	円	円	円	
	道府県民税							㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
令和5年分 (2年前)	所得税			円	㊿		円	円	
	道府県民税							㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税								
	地方税計								
令和6年分 (前 年)	所得税	127,904	127,904	0	㊿			円	
	道府県民税	15,348	15,348	0				㊿翌年1月1日 時点の住所 □指定都市 □一般市	
	市町村民税	39,468	39,468	0					
	地方税計	54,816	54,816	0					
合 計	所得税	127,904	127,904	0		㊿			
	道府県民税	15,348	15,348	0					
	市町村民税	39,468	39,468	0					
	計	182,720	182,720	0					
本 年 分	所得税	㊿	㊿		㊿	㊿	㊿		
	道府県民税	㊿			841,474	182,720	658,754		
	市町村民税	㊿							
	計	㊿	㊿						

5 外国税額控除等の計算

所得税の控除限度額(3の⑤の金額)	㊿	153,314	円	所法第95条第1項による控除税額(㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	153,314	円
復興特別所得税の控除限度額(3の⑥の金額)	㊿	3,219		復興財確法第14条第1項による控除税額(㊿がより小さい場合に㊿-㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	3,219	
分配時調整外国税相当額控除後の所得税額(※)	㊿			所法第95条第2項による控除税額(4の㊿の金額)	㊿	127,904	
分配時調整外国税相当額控除後の復興特別所得税額(※)	㊿			所法第95条第3項による控除税額(4の㊿の金額)	㊿	0	
所得税の控除可能額(㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	153,314		外国税額控除の金額(㊿+㊿+㊿又は㊿)	㊿	284,437	
復興特別所得税の控除可能額(㊿の金額又は㊿と㊿とのいずれか少ない方の金額)	㊿	3,219		分配時調整外国税相当額控除可能額(※)	㊿		
外国所得税額(1の㊿の金額)	㊿	1,044,000		外国税額控除等の金額(㊿+㊿)	㊿	284,437	

(※) 分配時調整外国税相当額控除の適用がない方は記載する必要はありません。

申告書第一表「税金の計算」欄の「外国税額控除等」欄(㊿～㊿欄)に転記します。同欄の「区分」の□の記入については、控用の裏面を読んでください。